北秋田市景観条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年９月30日

北秋田市長　　津　谷　永　光

北秋田市条例第21号

北秋田市景観条例の一部を改正する条例

北秋田市景観条例（令和２年北秋田市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項第５号中「平成」を「昭和」に改める。

第11条中「第16条第７項第11号」を「第16条第８項第12号」に改める。

第16条第２項第２号中「第15条」を「前条」に改める。

第18条第２項中「第16条第７項第11号」を「第16条第８項第12号」に、「おけて」を「おいて」に改める。

附　則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和８年法律第23号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（資料）北秋田市景観条例の一部を改正する条例　新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （定義）<br>第３条　（略）<br>２　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。<br>（１）～（４）　（略）<br>（５）　建築物　建築基準法（昭和25年法律第201号）第２条第１号に規定する建築物をいう。<br>（６）～（９）　（略） | （定義）<br>第３条　（略）<br>２　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。<br>（１）～（４）　（略）<br>（５）　建築物　建築基準法（平成25年法律第201号）第２条第１号に規定する建築物をいう。<br>（６）～（９）　（略） |
| （適用除外行為）<br>第11条　景観計画区域（景観形成重点地区及び視点場からの眺望を除く。）内における法第16条第８項第12号に規定する条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。<br>（１）～（４）　（略）<br>２　重点地区及び視点場からの眺望内における法第16条第８項第12号の条例で定める行為は、景観計画において指定された地区ごとに規則で定めるものとする。 | （適用除外行為）<br>第11条　景観計画区域（景観形成重点地区及び視点場からの眺望を除く。）内における法第16条第７項第11号に規定する条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。<br>（１）～（４）　（略）<br>２　重点地区及び視点場からの眺望内における法第16条第７項第11号の条例で定める行為は、景観計画において指定された地区ごとに規則で定めるものとする。 |
| （指導、勧告及び公表）<br>第16条　（略）<br>２　市長は、法第16条第３項の規定に基づき設計の変更その他の必要な措置をとることについての勧告のほか、次に掲げる者に対し、規則で定めるところにより、勧告することができる。<br>（１）　（略）<br>（２）　前条　の規定に違反して、届出をしない者又は虚偽の内容により届出をした者<br>３～５　（略） | （指導、勧告及び公表）<br>第16条　（略）<br>２　市長は、法第16条第３項の規定に基づき設計の変更その他の必要な措置をとることについての勧告のほか、次に掲げる者に対し、規則で定めるところにより、勧告することができる。<br>（１）　（略）<br>（２）　第15条の規定に違反して、届出をしない者又は虚偽の内容により届出をした者<br>３～５　（略） |

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （視点場からの眺望等）<br>第18条　（略）<br>２　視点場からの眺望等内における法第16条第８項第12号の条例で定める行為は、景観計画において指定された地区ごとに規則で定めるものとする。 | （視点場からの眺望等）<br>第18条　（略）<br>２　視点場からの眺望等内における法第16条第７項第11号の条例で定める行為は、景観計画において指定された地区ごとに規則で定めるものとする。 |